

フロン排出抑制法について

地球温暖化対策課

フロン類とは

• フロン類とは

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称

（CFC, HCFC, HFCがフロン排出抑制法の対象となる）。

化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく人体に毒性が小さいため、エアコンや冷蔵庫などの冷媒用途をはじめ様々な用途に使用されてきた。

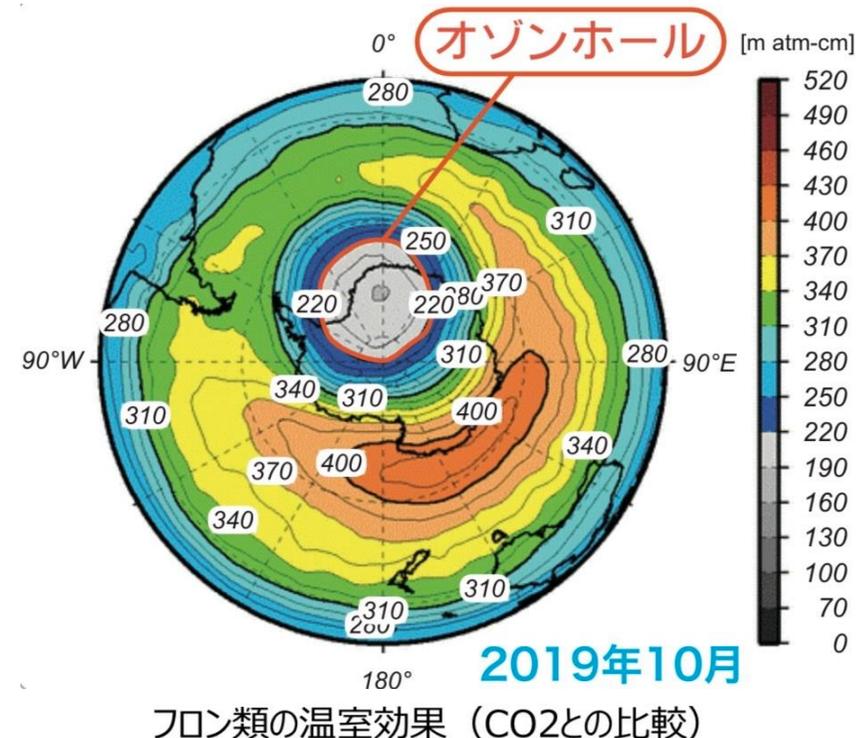
→ 特定フロンによるオゾン層の破壊、フロン類の温室効果（二酸化炭素の100～10,000倍以上）による地球温暖化

といった地球環境への影響大

→ **フロン類をみだりに放出せず、確実に回収**することが重要

上図：南極周辺の月平均オゾン量(2019年、データ提供：気象庁)
環境省・経済産業省 フロン排出抑制法パンフレット
(2021年7月版) より

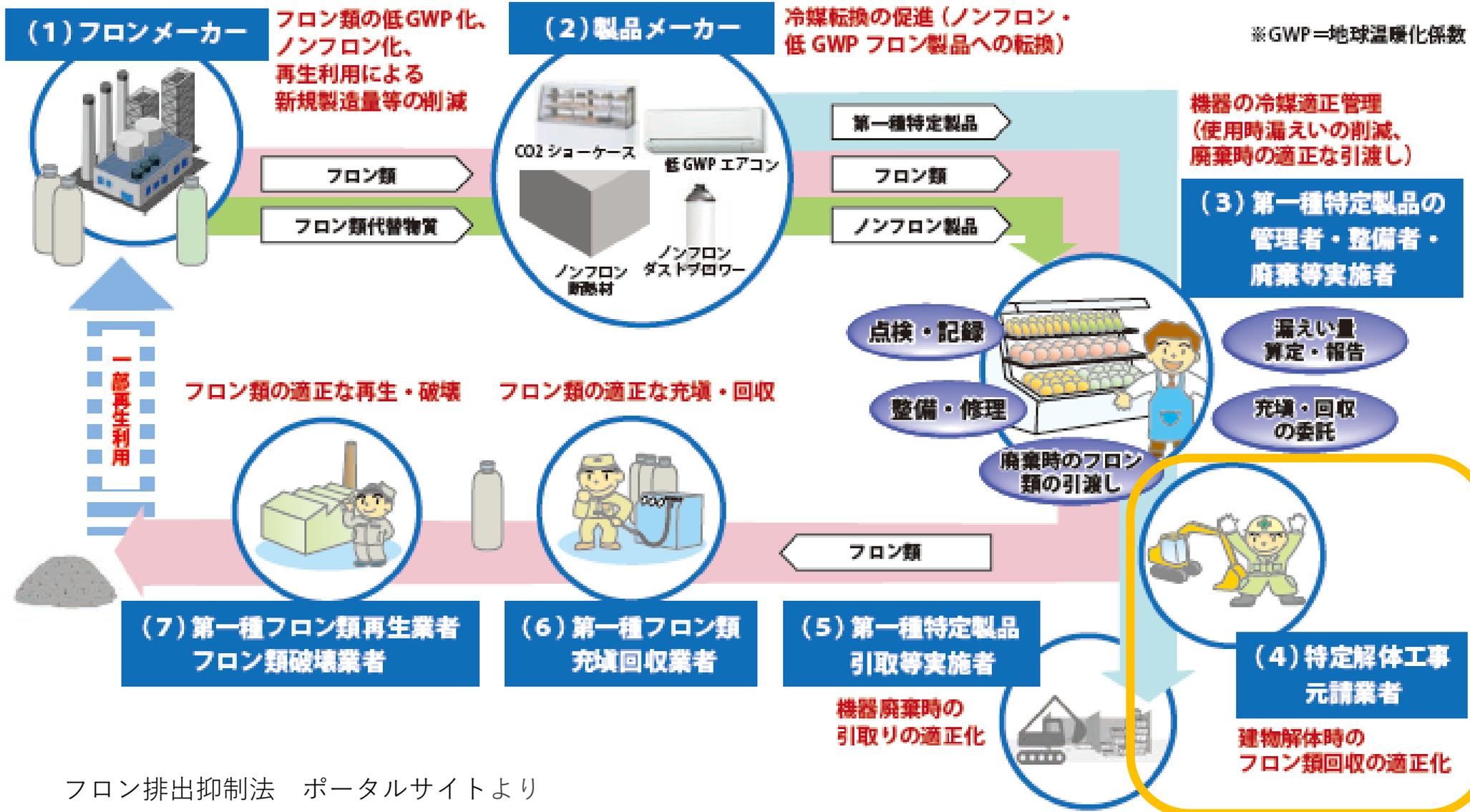
下図：R4年環境省改正フロン法説明会資料より



フロン排出抑制法とは

- 平成 13 年：特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）制定
- 平成 18 年改正：行程管理制度、解体業者の**事前確認義務**
- 平成 25 年改正：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
 - 管理者による機器点検の義務化、第一種フロン類回収業者が充填回収業者に改められ、充填業についても登録が必要
- 令和元年改正：
解体工事発注者の**フロン類を回収しないままの機器廃棄が直接罰の対象に**
事前確認時の書面（事前確認書）の保管義務
フロン類の回収が確認できない機器の引き取りの禁止

フロン排出抑制法の全体の流れと関係者



第一種特定製品とは

- **第一種特定製品**：フロン排出抑制法の対象となる業務用冷凍空調機器
業務用の冷凍空調機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの。

業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)



業務用空調機器



冷凍冷蔵ショーケース



定置型冷凍
冷蔵ユニット



ターボ式冷凍機
等

※以下の製品は第一種特定製品には含まれない。

第二種特定製品



家庭用製品



冷媒がフロン類でない製品



第二種特定製品は
自動車リサイクル法、
家庭用製品は
家電リサイクル法
に基づき適正に処分を！

第一種特定製品の見分け方

- 室外機の銘板、シールを確認する
H14年4月（フロン回収・破壊法施行）以降に
販売された機器は表示義務あり
それ以前に販売された機器も、業界の取組み等により
表示あり

- 表示がない場合

機器のメーカーや販売店に問い合わせ

フロン排出抑制法 第一種特定製品

- ・フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
- ・この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。
- ・フロン類の種類及び量は、下記に記載。

冷媒	HFC R134a 130g
製品質量	50kg
設置	屋内用



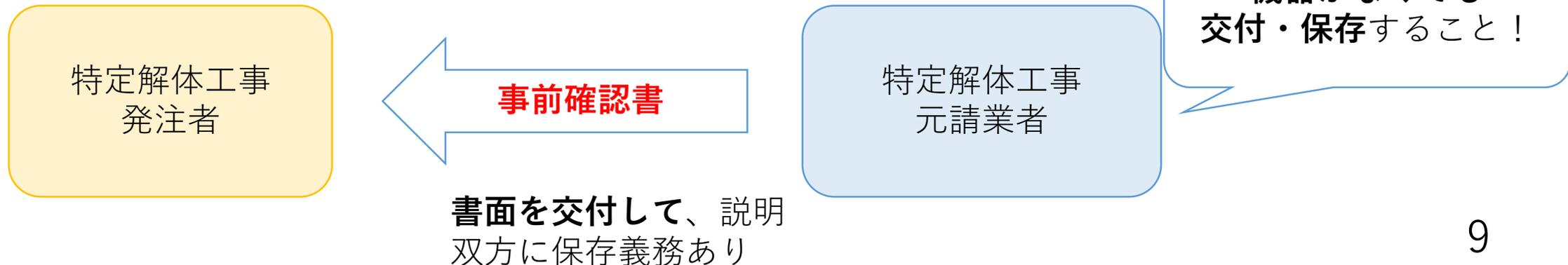
解体工事の際留意すべき点①

- 建物の解体工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者から直接建物の解体工事を請け負う場合
→ 第一種特定製品が設置されていないことが明らかな場合を
除き、すべて**特定解体工事元請業者**となります。

解体工事の際留意すべき点②

- 特定解体工事元請業者の義務
 - 第一種特定製品の有無について**事前確認**を行い、特定解体工事発注者に対して**書面（事前確認書）を交付して説明**すること（法第42条）
 - **当該書面の写しを3年間保存すること**（法第42条）

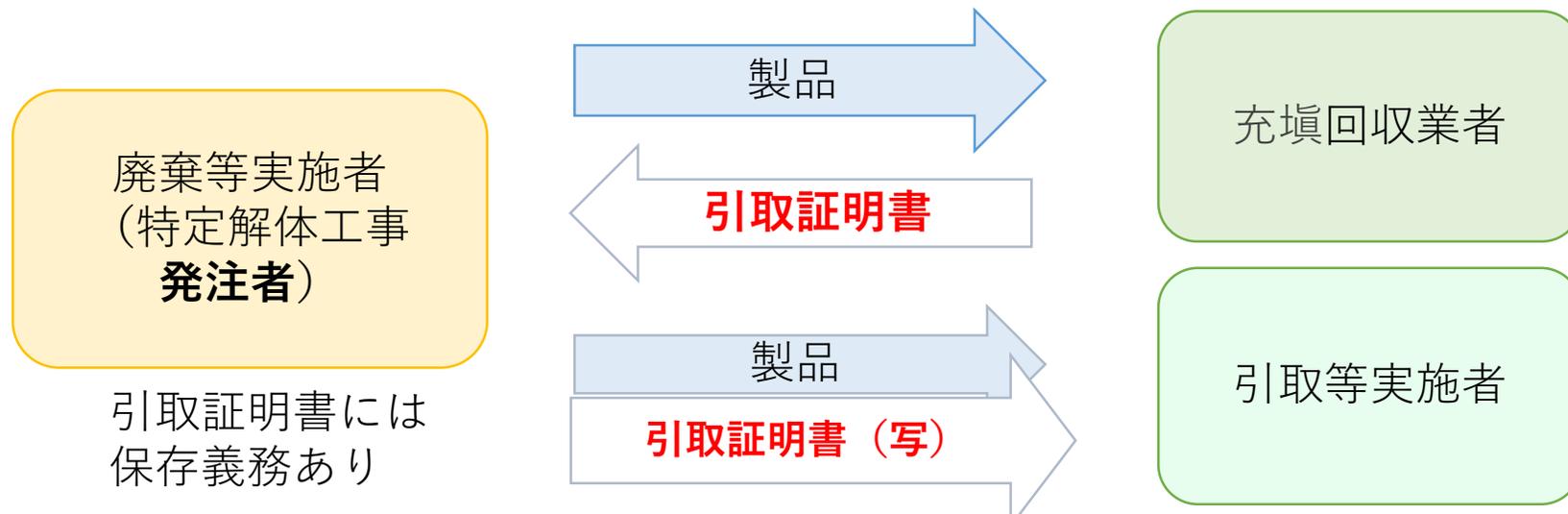
※書面は発注者・解体業者（元請）それぞれが保存する。



解体工事の際留意すべき点③-1

- 事前確認の結果フロン類が未回収の第一種特定製品が
確認された場合

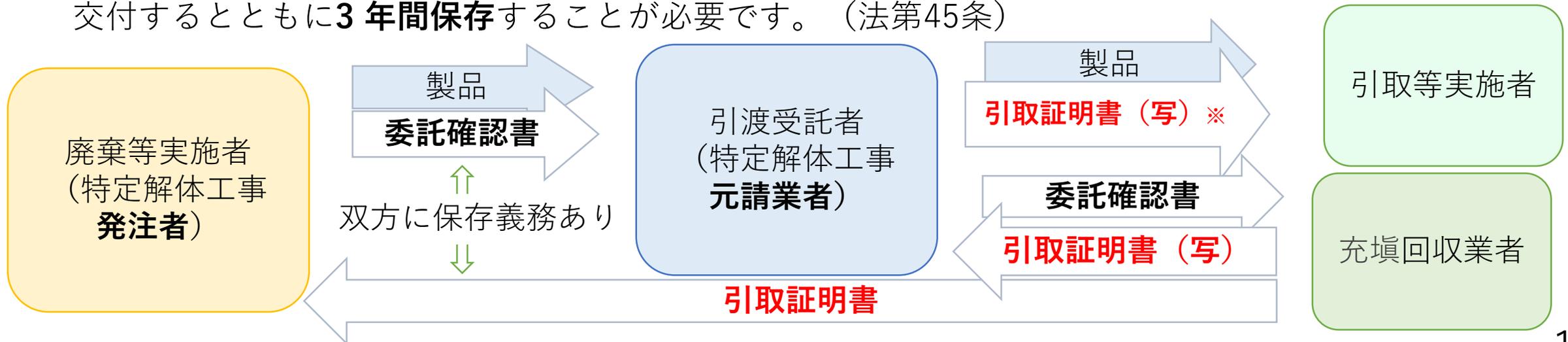
①発注者が第一種フロン類充填回収業者に回収を依頼、
→**引取証明書**の写しとともに引取等実施者
(廃棄物・リサイクル業者)に当該機器を引き渡す



解体工事の際留意すべき点③-2

- ②発注者から**委託確認書**の交付を受け充填回収業者に回収を依頼
→**引取証明書**の写しとともに引取等実施者に当該機器を引き渡す
※引取証明書等によりフロン回収済みであることを確認できない機器の
引渡しは違法です。

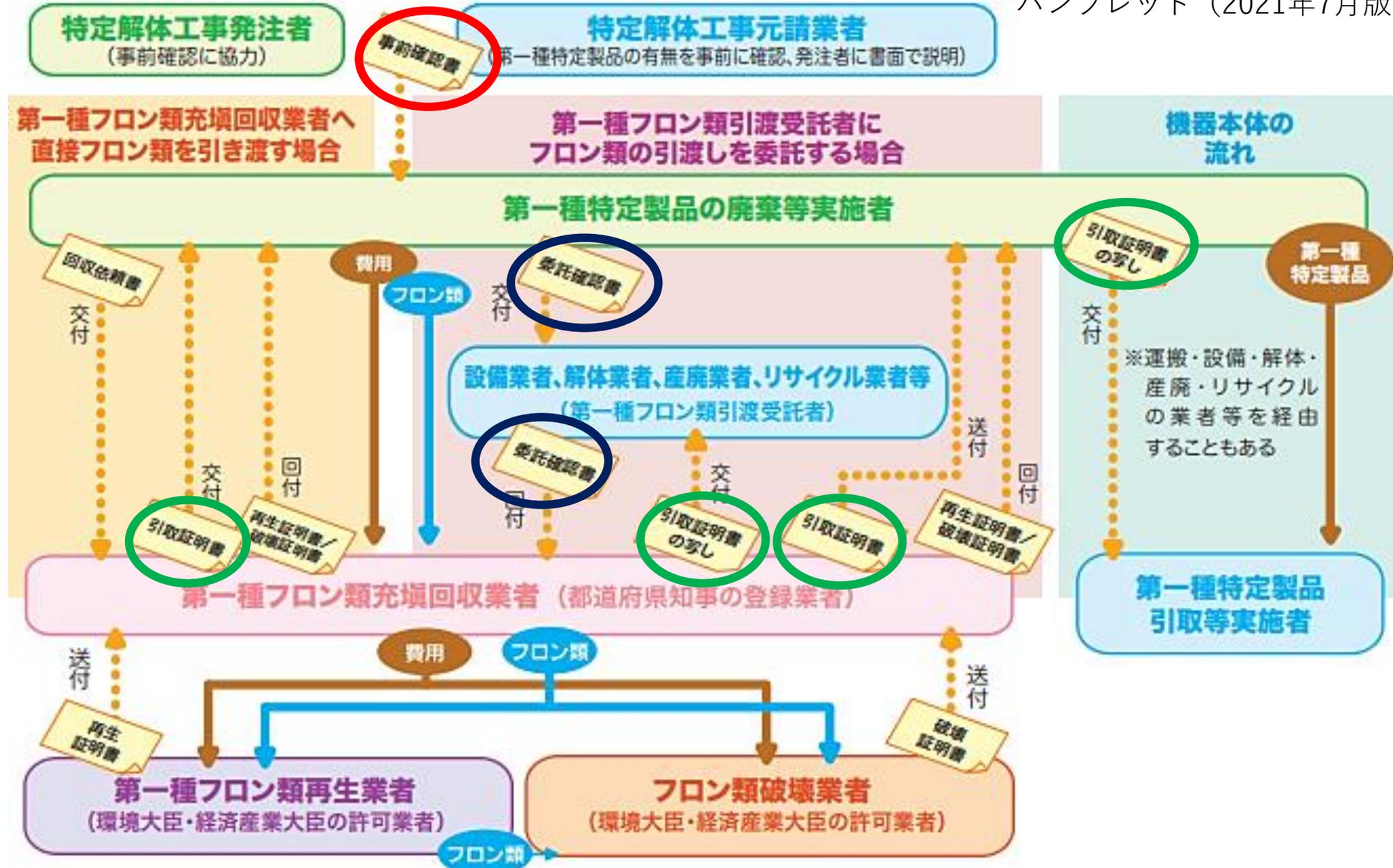
- ・委託確認書は充填回収業者に回付する他、その**写しを3年間保存**することが必要です。
(法第43条)
- ・第一種フロン類充填回収業者から**引取証明書**の写しの交付を受けたときは、引取等実施者に
交付するとともに**3年間保存**することが必要です。(法第45条)



※解体業者を経由して引取証明書の写しを交付した場合の流れ

第一種特定製品廃棄時の流れ

環境省・経済産業省 フロン排出抑制法
パンフレット（2021年7月版）より



改正フロン排出抑制法における罰則規定等

- ・ **フロン類をみだりに放出**した場合（法第86条違反）、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。
- ・ **引取証明書等によりフロン回収済みであることを確認できない機器の引渡しは違法**（法第45条違反、令和元年改正から、フロン類を回収しないままの機器廃棄は直接罰の対象に）
- ・ 委託確認書の交付・写しの保存義務（法第43条2項）違反に関しても、直接罰の対象

改正フロン排出抑制法における摘発事例①

(R4年環境省説明会資料より)

参考 改正フロン排出抑制法に係る摘発事案



- 八王子市解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどとして、警視庁生活環境課は建物解体業者の代表取締役と社員、自動車販売会社の社員の計3人と、法人としての両社をフロン排出抑制法違反の疑いで令和3年11月9日に東京地方検察庁立川支部へ書類送致
- 改正フロン排出抑制法施行後の事件化は全国初

違反内容

(1) 自動車販売会社

フロン回収を委託する際に法令で定められた委託確認書を交付しなかった疑い
法第43条第2項違反（委託確認書不交付）
罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金

(2) 建物解体業者

エアコンに充填されているフロンガスを回収しないまま重機で取り外し、フロンガスを大気中に放出させた疑い
法第86条違反（みだり放出）
罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

改正フロン排出抑制法における摘発事例②

(R5年環境省説明会資料より)

参考 改正フロン排出抑制法に係る摘発事案②



- 東京都町田市の**金属買取業者A社**が、業務用エアコン内の**フロン類が回収されたことを確認せずに機器を引き取り**、重機で破壊した結果、**フロン類を大気中に放出させた**などとして、令和4年11月7日、警視庁はA社の代表取締役とその社員等計4名を**フロン排出抑制法違反の疑いで逮捕**。同法違反容疑の**逮捕者は全国初**。
- さらに同年11月9日、**当該業務用エアコンを引き渡した者など計4名及び被疑法人2社**を**書類送致**。

金属買取業者A社がフロン類を大気中に放出させる様子（警視庁提供）



おわりに

- 建設・解体工事現場における留意点
 - ①第一種特定製品が残っていないか**事前確認**を行い、発注者に書面を交付・説明し、機器の有無にかかわらず**書面の写しを3年間保存**
 - ②第一種特定製品が残っていた場合、フロン類充填回収業者が交付する**引取証明書**の写しとともに廃棄物・リサイクル業者に引き渡す
 - ③フロン類を回収しないまま行う機器の廃棄は処罰の対象

県ホームページのご案内

県ホームページに、フロン排出抑制法の解説と第一種フロン類充填回収業者の名簿を掲載しています。

The screenshot shows the official website of Mie Prefecture. At the top, there are navigation options for '本文へ' and 'Foreign Languages', along with '文字サイズ変更' (font size adjustment) and '色の変更' (color change) buttons. The main header features the Mie Prefectural Government logo and a search bar. Below the header is a green navigation bar with various menu items: '暮らし・環境', '防災・防犯', '健康・福祉・子ども', 'スポーツ・教育・文化', '観光・産業・しごと', 'まちづくり', '県政・お知らせ情報', and '組織・業務'. The breadcrumb trail indicates the current page is 'フロン排出抑制法について' (About the Hydrofluorocarbon Emission Reduction Law). A sidebar on the left lists '地球温暖化対策' (Global Warming Countermeasures) with sub-items like '地球温暖化対策総合' and 'フロン類の管理の適正化'. The main content area is titled 'フロン排出抑制法について' and contains text explaining the law's purpose and implementation details.

本文へ Foreign Languages

文字サイズ変更 元に戻す 縮小 拡大

色の変更 標準 青 黄 黒

三重県 Mie Prefectural Government

サイト内検索 検索

暮らし・環境 防災・防犯 健康・福祉・子ども スポーツ・教育・文化 観光・産業・しごと まちづくり 県政・お知らせ情報 組織・業務

現在位置： [トップページ](#) > [暮らし・環境](#) > [地球温暖化と生活環境](#) > [地球温暖化対策](#) > [フロン類の管理の適正化](#) > [フロン排出抑制法について](#)

担当所属： [県庁の組織一覧](#) > [環境生活部](#) > [地球温暖化対策課](#) > [地球温暖化対策班](#)

LINEで送る 印刷する

地球温暖化対策

- 地球温暖化対策総合
- 地球温暖化対策総合計画
- ミッションゼロ2050みえ
- 地球温暖化対策計画書制度
- フロン類の管理の適正化
- 電力調達に係る環境配慮方針
- 気候変動と適応

フロン排出抑制法について

冷媒としてフロン類が充填されている、業務用の冷凍・冷蔵機器やエアコンディショナー（「第一種特定製品」という）を整備・廃棄等するときには、オゾン層の保護や地球温暖化防止のため、フロン類の回収が義務づけられています。

平成25年6月にフロン回収・破壊法が改正され、フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）に改められました（平成27年4月1日施行）。

さらに、10年以上4割弱で低迷していた廃棄時回収率向上のため、令和元年6月には機器廃棄時にユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入等、抜本的な対策を講じる改正が行われました（令和2年4月1日施行）。

第一種特定製品とは

業務用のエアコンディショナーおよび業務用の冷蔵機器・冷凍機器（自動販売機を含む。）であって、冷媒としてフロン類が充填されている機器（第一種特定製品）を指します。

お問い合わせ先

解体等工事を行う 現場市町	問い合わせ先	解体等工事を行う 現場市町	問い合わせ先
桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	桑名地域防災総合事務所 環境室環境課	伊賀市、名張市	伊賀地域防災総合事務所 環境室環境課
四日市市、菰野町、 朝日町、川越町	四日市地域防災総合事務所 環境室環境保全課・廃棄物対 策課	伊勢市、鳥羽市、 志摩市、玉城町、 度会町、大紀町、 南伊勢町	南勢志摩地域活性化局 環境室環境課
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿地域防災総合事務所 環境室環境課	尾鷲市、紀北町	紀北地域活性化局 環境室環境課
津市	津地域防災総合事務所 環境室環境課	熊野市、御浜町、 紀宝町	紀南地域活性化局 環境室環境課
松阪市、多気町、 明和町、大台町	松阪地域防災総合事務所 環境室環境課		